四十三　第五条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二条第二項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出
四十四　第五条第四項（第六条第四項、第七条第四項及び第九条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による第五条第四項に規定する還付請求書の提出
四十五　第六条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二条第二項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出
四十六　第七条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二条第二項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出
四十七　第八条第一項又は第二項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出
四十八　第八条第四項（同条第七項及び第九項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による同条第四項に規定する還付請求書の提出
四十九　第八条第五項において準用する第二条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出
五十　第九条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二条第二項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出
五十一　第九条第一項の規定による同項に規定する届出書の提出
五十二　第九条の五第七項の規定による同項に規定する特例届出書の提出
五十三　第九条の五第十一項又は第十二項の規定によるこれらの規定に規定する還付請求書の提出
五十四　第九条の五第十三項の規定による同項に規定する還付請求書の提出
五十五　第九条の五第十四項の規定による同項に規定する還付請求書の提出
五十六　第九条の五第十五項から第十七項までの規定によるこれらの規定に規定する還付請求書の提出
五十七　第九条の五第十八項から第二十項までの規定によるこれらの規定に規定する還付請求書の提出
五十八　第九条の六第一項の規定による同項に規定する届出書の提出
五十九　第九条の六第七項の規定による同項に規定する特例届出書の提出
六十　第九条の六第十一項又は第十二項の規定によるこれらの規定に規定する還付請求書の提出
六十一　第九条の六第十三項の規定による同項に規定する届出書の提出
六十二　第九条の六第十五項の規定による同項に規定する還付請求書の提出
六十三　第九条の七第一項の規定による同項に規定する届出書の提出
六十四　第九条の七第七項の規定において準用する第二条の三第七項の規定の適用を受ける第九条の七第一項の規定に基づく同項に規定する届出書の提出
六十五　第九条の七第八項の規定による同項に規定する特例届出書の提出
六十六　第九条の七第十項において準用する第二条の三第十一項の規定の適用を受ける場合における第九条の七第八項の規定に基づく同項に規定する特例届出書の提出
六十七　第九条の八第一項の規定による同項に規定する届出書の提出
六十八　第九条の八第七項において準用する第二条の四第七項の規定の適用を受ける場合における第九条の八第一項の規定に基づく同項に規定する届出書の提出
六十九　第九条の八第八項の規定による同項に規定する特例届出書の提出
七十　第九条の八第十項において準用する第二条の四第十一項の規定の適用を受ける場合における第九条の八第八項の規定に基づく同項に規定する特例届出書の提出
七十一　第九条の九第一項の規定による同項に規定する届出書の提出
七十二　第九条の九第七項において準用する第二条の五第七項の規定の適用を受ける場合における第九条の九第一項の規定に基づく同項に規定する届出書の提出
七十三　第九条の九第八項の規定による同項に規定する特例届出書の提出
七十四　第九条の九第十項において準用する第二条の五第十二項の規定の適用を受ける場合における第九条の九第八項の規定に基づく同項に規定する特例届出書の提出
七十五　前条第三項の規定による同項に規定する還付請求書の提出
七十六

2　届出書等（前項第三十七号又は第三十九号に規定する届出書に限る。以下この項において同じ。）を受理したこれらの号に規定する規定の非居住者又は外国法人は、届出書等の提出（当該届出書等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の際に経由すべきこれらの号に規定する規定の対価の支払者が次に掲げる要件を満たす場合には、当該届出書等の提出に代えて、当該対価の支払者に対し、届出書等記載事項（当該届出書等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の電磁的方法による提供をすることができる。この場合において、当該非居住者又は外国法人は、その者の氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならないものとし、当該氏名又は名称を明らかにする措置を講じているときは、当該届出書等を当該対価の支払者に提出したものとみなす。
一　当該非居住者又は外国法人が行う電磁的方法による届出書等記載事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること。
二　その提供を受けた届出書等記載事項について、その提供をした当該非居住者又は外国法人を特定するための必要な措置を講じていること。
三　その提供を受けた届出書等記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること。

3　届出書等提出者（次の各号に掲げる書類の添付（以下この項において「添付書類の添付」という。）をする者に限る。以下この項において同じ。）は、第一項（当該各号に規定する規定（同項に係るものに限る。）に係る部分に限る。）の規定により届出書等記載事項（届出書等（当該各号に規定する届出書、書面又は還付請求書に限る。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）を電磁的方法により提供する場合には、当該添付書類の添付に代えて、届出書等の提出（当該届出書等に係るものに限る。）の際に経由すべき源泉徴収義務者等に対し、当該各号に規定する添付すべき書類（以下この項において「添付書類」という。）に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該届出書等提出者は、当該各号に規定する規定（当該添付書類の添付をすることを定めるものに限る。）により当該届出書等に当該添付書類を添付したものとみなす。
一　第二条第五項から第七項までの規定による第一項第一号に規定する届出書に添付すべき書類の添付
二　第二条第十六項（第九条の五第九項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第五号に規定する書面に添付すべき書類の添付